



# 埼玉県報

第70号  
令和2年(2020年)  
1月10日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (みどり自然課)
- 飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (みどり自然課)
- 新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (みどり自然課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の告示 (商業・サービス産業支援課)
- 川口都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (公園スタジアム課)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
- 公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示 (選挙管理委員会)
- 公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示 (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示 (選挙管理委員会)
- 政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する告示 (選挙管理委員会)
- 政党助成法に基づく報告書等閲覧規程の一部を改正する告示 (選挙管理委員会)
- 選挙管理委員会の招集 (選挙管理委員会)

## 告 示

### 埼玉県告示第十四号

戸田市から戸田市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第十五号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第十六号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友吹上店

埼玉県鴻巣市鎌塚四丁目八番十九号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 ステイブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

#### ハ 変更年月日

平成三十一年三月十五日

#### ニ 届出年月日

令和元年十二月十六日

### 二 縦覧期間

令和二年一月十日から令和二年五月十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和二年一月十日から令和二年五月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳩山ニュータウンコミュニティセンター

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目千四百八十六番二百十五号外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社アセット・ワン 代表取締役 葛西春夫

東京都千代田区九段北四丁目一番三号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社アセット・ワン 代表取締役 葛西春夫

東京都千代田区九段北四丁目一番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

### ハ 変更年月日

平成三十一年三月十五日

### ニ 届出年月日

令和元年十二月十六日

二 縦覧期間

令和二年一月十日から令和二年五月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年一月十日から令和二年五月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告示

## 埼玉県告示第十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友籠原店

埼玉県熊谷市大字拾六間字前原六百三―四外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールデイ

ングス合同会社 職務執行者 スターブーン・ヘイズ・デिकास

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールデイ

ングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・

デスクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

#### ハ 変更年月日

平成三十一年三月十五日

#### ニ 届出年月日

令和元年十二月十七日

### 二 縦覧期間

令和二年一月十日から令和二年五月十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年一月十日から令和二年五月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友行田佐間店

埼玉県行田市佐間一丁目三番十二号

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 ステイブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

##### ハ 変更年月日

平成三十一年三月十五日

##### ニ 届出年月日

令和元年十二月十六日

#### 二 縦覧期間

令和二年一月十日から令和二年五月十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和二年一月十日から令和二年五月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友蒲生伊原店

埼玉県越谷市伊原一丁目四番一号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 日本鑄鉄株式会社 代表取締役 木下宏

東京都品川区南品川六丁目七番四号

（変更後） 日本鑄鉄株式会社 代表取締役 木下洋一郎

東京都品川区南品川六丁目七番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

### ハ 変更年月日

平成三十一年三月十五日外

### ニ 届出年月日

令和元年十二月十六日

### 二 縦覧期間

令和二年一月十日から令和二年五月十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和二年一月十日から令和二年五月十日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友草加店

埼玉県草加市高砂一丁目六番二十三号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

#### ハ 変更年月日

平成三十一年三月十五日

#### ニ 届出年月日

令和元年十二月十六日

### 二 縦覧期間

令和二年一月十日から令和二年五月十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和二年一月十日から令和二年五月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



## 告示

### 埼玉県告示第二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友東松山店

埼玉県東松山市小松原町十一番地一

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計十四者

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計十八者

##### ハ 変更年月日

平成三十一年三月十五日外

##### ニ 届出年月日

令和元年十二月十七日

#### 二 縦覧期間

令和二年一月十日から令和二年五月十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和二年一月十日から令和二年五月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新新座店

埼玉県新座市中野二丁目二千七百七十一番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

・ 貴店の出店に際し、これから共に新座市の商業を盛り上げるパートナーとしての活動に期待します。ついては、地域商業活性化の中心的担い手である新座市商工会にご加入いただき、地域事業者と共に適正な商業環境と住みよいまちづくりの実現にご協力いただきたいと存じます。

なお、このことについては新座市が平成十九年九月に策定した「新座市小売事業者等による地域の活性化に関する条例」並びに埼玉県が平成十九年十月に策定した「大型店・チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」でもお願いしているところです。

・ 万一、貴店のご都合で当該地域からの退店や撤退が決まった場合には、地域住民の利便性悪化を最小限にとどめる為、早期に情報提供をお願いします。

・ 魅力ある店舗づくりを進めている貴店に対しては、周辺の学校等から多数の児童生徒等の来店も予想されます。

ついては、万引きその他の非行防止活動を推進している埼玉県販売防犯連絡協議会（事務局・埼玉県警察本部少年課）傘下の新座市販売防犯連絡協議会にもご加入いただき、新座市内の販売店における青少年の健全育成の一翼を担っていただきたく存じます。

### 二 縦覧期間

令和二年一月十日から令和二年二月十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第二十五号

川口市から川口市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和二年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年一月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

令和元年十二月十七日

指令越建セ第〇一〇〇七一号

#### 二 検査済証番号

令和二年一月六日

越建セ第三八二―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎百十七番五

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県蓮田市西城三丁目二十六番地 グランハイム西城A―二〇一号

小林 淳一

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年一月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

令和元年十二月九日

指令越建セ第〇一〇一六一号

#### 二 検査済証番号

令和二年一月六日

越建セ第三八三一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字沼端三百二番四、三百三番一、三百三番三

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田四丁目一番二十九―二号 アンシヤンテⅡ一〇二号

比嘉 竜児、比嘉 さやか

# 告 示

## 埼玉県選管告示第一号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等執行規程（平成七年埼玉県選管告示第十五号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式その一から別記第十一号様式まで、別記第十三号様式から別記第十九号様式まで、別記第二十二号様式から別記第二十四号様式その一まで、別記第二十四号様式その三から別記第二十六号様式の二まで、別記第二十八号様式から別記第三十三号様式まで及び別記第三十五号様式から別記第三十八号様式までの様式中「平成」を削る。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙事務取扱規程（平成十二年埼玉県選管告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式から別記第七号様式まで、別記第十一号様式、別記第十三号様式、別記第十四号様式、別記第十七号様式及び別記第二十二号様式から別記第二十八号様式までの様式中「平成」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



## 告 示

### 埼玉県選管告示第三号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成五年埼玉県選管告示第三十号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県選管告示第四号

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する告示

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程（昭和二十四年埼玉県選管告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県選管告示第五号

政党助成法に基づく報告書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

政党助成法に基づく報告書等閲覧規程の一部を改正する告示

政党助成法に基づく報告書等閲覧規程（平成七年埼玉県選管告示第百五十九号）

の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県選管告示第六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和二年一月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 令和二年一月十七日 午前十時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他